



中大法曹

第十号

1987.5

中央大学法曹会

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺がぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉あれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさぼらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展げゆく

ああああ中央 我等が中央
中央の名よ光あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古閑裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こそりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

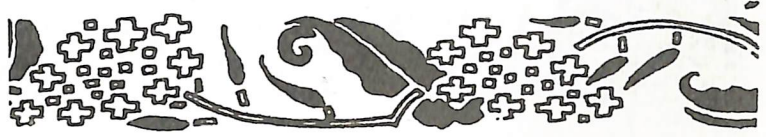
さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

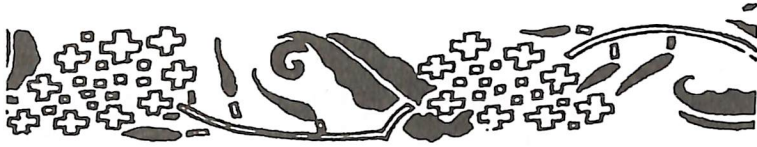
力、力、中央 中央



「中大法曹」第一〇号目次

表示題字 坂本 建之助
表示写真 駿河台校舎
旧 図書館

発刊にあたって.....	中央大学法曹会幹事長	坂本 建之助 (1)
大学の近況.....	学校法人中央大学理事長	谷本 利千代 (4)
大学の評価.....	中央大学学長	川添 利幸 (8)
学会の歴史.....	中央大学学生会会長	堂野 達也 (11)
大学の当面する課題.....	中央大学評議員会議長	山本 清二郎 (16)
法職講座の周辺.....	法職講座運営委員会 委員長・法学部教授	木内 宜彦 (20)
中大法職講座について.....	法職講座運営委員	柳沢 義信 (24)
委員会活動報告.....	中大法曹会法職教育検討委員会	委員長 市川 照巳 (30)
会員寄稿		
遺留分はこれでよいか.....	外村 隆 (34)	
アイルランドの憲法改正問題.....	鈴木 秀雄 (35)	



— 国民投票は婚姻解消を許すような改正を否決 —
ゴルフの誤解と錯覚..... 中村茂八郎 (39)

座談会..... (45)

「学生生活と司法試験」
— 最近の受験体験を語る —
関係諸規定..... (66)

中央大学法曹会会則・規定等
中央大学法曹会役員名簿
新入会員名簿
資料..... (86)

学校法人中央大学法職講座運営委員会設置要綱
貸費生のご推薦方お願いについて
会務報告..... 事務局長 小野道久 (88)

あとがき..... 会報編集委員長 萩原静夫 (100)

法学新報の広告 (表紙2)

発刊にあたって

中央大学法曹会

幹事長 坂本 建之助



中央大学法曹会は、会員相互の親睦をはかるとともに、母校中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的として、昭和二六年に創立された。

会員は、運営上の都合、地域的都合を考えて「中央大学學員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学學員たる法曹」をもって構成するとして、その主力は在京の法曹であり、現在会員数は約二二〇〇名、在京法曹全体の約三分の一を占め、法曹界においては、大きな存在となっている。

また、会員の全員が判事、検事、弁護士、公証人という法曹有資格者ということもあって、母校愛のほかに、同志的情義も加わって、創立以来順調な発展を遂げつつ今日に至っている。

一方、昭和二八年には、中央大学學員会の職域支部第一号として承認を受け、現在の學員会内の地域支部八一、職域支部四五、計一二六支部のなかでも、有力な南甲倶楽部、国会白門会、學員体育会などの支部と共に、母校の興隆発展のための努力もしてきた。

特に、最近の約一〇年間の支部活動の主なものを見ると、昭和五一年には、かねてわが法曹会が要望していた

ことを取り入れた大学法学部の英断により、法職教育充実のために設けられた「法職課程」講座に、在野法曹会員の若し諸兄三〇名を特別指導員として送ったこと（尔後、法職コース協力委員会を設置し、同委員会を中心として、毎年同趣旨の協力をするほか同講座運営委員をも派遣し緊密に連絡しあっている。）、昭和五二年から同五四年にかけては、学員会報の改善、活用を目的とする学員会報問題委員会の設置、協力、大学創立九〇周年記念募金、奨学会事業資金募金への協力、昭和五五年には、昭和六〇年に迎える大学創立百周年の記念事業及び長期ビジョンの検討と提案、昭和五六年には、中大法曹会創立三〇周年を記念しその大学側及び学員会有力支部を招待の上での、式場での当会会員木川統一郎氏の「中央大学の発展と法曹会の役割」を題するズバリ講演、昭和五七年には、学研連と協同しての「渥美提案」の支援活動、中大百周年記念募金が始まったことへの協力態勢としての同募金委員会設置と活動の開始、昭和五八年には、同募金活動のほか、法職コース協力委員会の法職講座運営協力委員への改組とその活動の充実化、昭和五九年から同六〇年五月にかけては、右募金活動のほか、大学の法職教育の強化充実方策の検討と提言、法学部教授陣の強化充実に関する検討と提言、法学部の入学試験の改善に関する検討と提言、学研連棟を校門外に移転することについての検討と要望など、母校を愛し、母校の発展を希うが故の広汎な研究、検討、提言を行っている。

私は、昭和六〇年五月に幹事長に選任され、従前に続く募金活動と、当法曹会が前年度末に母校に行った右各種の提言、要望の実現を重要施策として意を用い、この提言・要望をもととして、大学理事者側や教学側との懇談会をもち、或は各種の機会を捉えて懇談することを心掛けた積りであり、大学理事者側、教学側も、ともに、心よく耳を傾けられ、わが法曹会の右提言・要望が、母校を愛するが故のものであること、その意のあるところを理解してもらったと思う。ただ、大学の現実は、必ずしも、右提言・要望のすべてを直ちに受入れにくいとされるところがあり、このことも理解しなければならぬと思われた。

さて、大学では、昭和六〇年一月一三日、威容を誇る多摩のキャンパスにおいて、創立百周年記念式典及びこれに伴う各種の行事を行い、また百周年記念館の建設などの事業に着手している。この記念事業資金の大学の募金目標額は五〇億円、法曹会の分担目標額は二億円であり、現在までのところ、この目標額に近づいてはいるが、未だ十分ではないことを認めなければならない。その募金期間はまた昭和六三年六月末まで続いているので、今後は、会員中の何割かの未応募者には、金額の多寡を問わず、全員洩れなく応募してもらいたいのと念じている。母校愛の気持の表現として、是非やっけて頂くようお願いしてやまない。

母校大学は、百周年を契機として、大学の二世紀に向け第一歩を踏み出した。私達は魅力ある大学として充実発展して行くことを念願している。そのためには、私達は言うだけに止どまらず、実行して行かなければならない。私の中央大法曹会幹事長としての任期は、来たる五月末日をもって終る。私自身は非力であって、会員諸兄姉の御期待にそい得なかつたであろうと忸怩たる思いがある。ただ、有能な副幹事長、常任幹事、幹事、各種委員の諸君、取りわけ小野道久事務局長、事務次長の多大な協力により、二年間の会務運営の責を果たし得たことに深く感謝し、次期執行部によりしくお願いする次第である。



大学の近況

学校法人中央大学

理事 長 谷 本 利千代



中央大学法曹会の会報「中大法曹」第十号の発刊を祝します。平素から法曹会幹事長の坂本建之助先生をはじめ会員の諸先生には母校発展のため多大のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。お蔭様で一昨年十一月には百周年記念の諸行事を無事、成功裡に終了することが出来ました。記念事業の主なる百周年記念館の建設は、いよいよ着工の運びとなり、明年十月には地上七階、地下二階の延面積三千坪の偉容を誇る建物としておめみえいたす予定であります。その記念行事に必要な募金活動については多大のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます次第であります。特に募金委員長の宮田光秀先生をはじめ各委員の先生方の積極的な活動をいただきましたこと厚く御礼申し上げます。なお募金活動は今後も継続して参りますので御支援のほどよろしくお願い申し上げます。ちなみに募金目標額の五十億円に対し本年三月末で達成率は九十二パーセントとなっています。今ひといきといきところでございます。この春、大学は約七五〇〇名の新入生を迎えて、四月十三日から新学期の授業を開始し大変賑わっております。緑なす多摩のキャンパスで、一〇二年目を迎えた大学は今、その二世紀に向けて、研究、教育の問題点と改革といった見地から、現状を見つめながら、基本的な大学像を打ちたて、質的な充実と向上を目指して努力いたしてお

ります。そして開かれた大学、魅力ある大学として、一路邁進して皆さんの期待に応えるべく、懸命の努力を積み重ねて行くことこそ大切だと思っております。

そのために、先ず大学の現状を見つめ、そこを深く検討し、健全財政を確立して行くよう努力して、新しく財源の湧出する泉を探し出したいと念じております。そして、水が出るまで執念深く努力を続けて行かなければならぬと覚悟をしている次第であります。

幸い、法曹会会員の皆様は、世のため、国のために健在で基本的人權の擁護と社会正義の実現に邁進しておられるとともに、社会生活のリーダーとして活躍され、国家のため大いに貢献されておられることは、誠にありがたいことであります。お蔭で中央大学の名声を高からしめております。ここに改めて感謝申上げる次第であります。一方、政界、官界、財界、教育界におきましても、母校出身者がそれぞれ活躍され、後を継ぐ後輩のためにより先達となっておられることはご同慶の至りであります。

今日、新しい時代を迎えて世情騒然とした感があります。科学と技術の時代、ハイテクの時代、情報化の時代といわれ、従来の勉強だけでは、到底追いつくどころか足らないことばかりで戸惑うことが多くなりました。航空機や通信機器並びに事務機器の発達だけを取りあげても驚くばかりで、パソコンの普及、大型小型のコンピュータの活動、ロボットの活躍など目をみはるものがあります。

古い世代の人では理解しにくいものばかりではないでしょうか。さりとて時代の要請に応じて、科学、技術の急速な変化や発展の中で勉強して行かねばなりません。なかなかしんどいことではありますが、平和と生活の向上のためにも、その科学の成果を有効に利用出来る道を見つけ出したいものと願っています。

また、教養の面、芸術文化の面からも基本的なものを身につけ、新しい時代の変化に即応して、幅広い視野に立った活動を期待しているものであります。更に、体育の向上を図るため、運動を大いに奨励し、健康の増進に努

め、スポーツの振興に尽くす喜びを見出して行くことが急務であると思っています。母校が、開かれた大学、魅力ある大学として、地域に、また国際社会に発展して行くためには、教育、研究の質的内容の充実を図るとともに、健全財政の確立を期さねばならぬことは申上げるまでもないところであります。

今日の様な多様化時代に対応し、近い将来に訪れる大学進学年令人口の大幅減少といったことをも考慮して、五年先、十年先の見通しを立て直し、長期計画の見直しが必要であります。特に二一世紀に向けて、広い視野を持ち、問題解決の出来る人材を育成するためにも、ここ十年間が最も重要な時期だと痛感しております。また、長期振興事業計画につきましても、従来の方針を一新して、実りあるものにする必要があるかと思っております。

今や、国際間の交流が、政治的にも、経済的にも、そして文化的にもますますさかになっております。したがって、従来の国内の枠の中に閉じ込められている様な訳にはいけません。大いに国外に出て活躍することが要求されることでありましょうから、大学における研究、教育内容をどの様に改善し教科目に変化を加えるかが大きな課題となってくると思えます。

母校の留学生の受入れにしても、また派遣にしても、世界に通じる道はまだ遠いといった感がありますが、これから大いに督励して国際交流の実を挙げたいと念じている次第であります。

今や日本は、世界の債権国になって権利義務の契約の時代を迎えました。法律もしたがって刷新を要することになるでしょう。諸外国との相互の交流があらゆる分野で活発になって、外国との取引、特に経済関係のものが増えて、法的に完全な契約書類を作成したり、また、日本流の互に信義を重んじ、誠実に履行するといった一般的条項では駄目で、契約書作成の技術について、アメリカ法の知識がなければ出来ないといったところから、外国法事務弁護士が出てくる場合が多くなるだろう。これからは相互主義に基いて外国へ出てゆき、法律事務を行う必要があると、本学の大先輩の塚本先生が、学員事報三月二十五日号で述べられておられます。ここで、外国語をよく理解

し自由に話すことが出来ることが第一条件であると痛感します。

新学期から大学では、地域に開かれた講座として、クレセント・アカデミーを開設し、初年度として英会話講座並びにOA技術講座を開講いたしました。

大学は、文科系四学部が多摩に移転をして九年目を迎えました。そして学生達は、この緑なすキャンパスで精気に溢れ、意義のある大学生活を送っております。一方、都内春日町の校舎では、理工学部の学生が将来の展望を夢見ながら、科学と技術の実学を学び、良き友を得て、大学生生活をエンジョイしています。

このところ多摩移転後の大学は、冬眠をつづけているとの書状を送ってこられた人もあるので、大いに反省し、この際目覚めて活眼を以って、開かれた大学の使命を果すよう工夫をこらし、より魅力ある大学にしたいと努力しておりますことを申し上げます。

法曹会の益々のご発展を祈ります。





大学の評価

中央大学学長

川添利幸

自分の大学が世間から高く評価されるということは、誰しも嬉しいことであり、また誰にとっても願わしいことに違いない。中央大学の学員のみならず、日頃、物心両面にわたって母校をご支援くださるのも、母校が発展し、その評価が一層高まることを望まれるからであり、またわれわれ教職員が中央大学をよい大学にしようと日夜励んでいるのも、それを願えばこそである。

では、いったい世間は、なにを基準に大学を評価しているのだろうか。いいかえれば、いわゆる「よい大学」とは、いったいどのような大学をいうのであろうか。一歩突っ込んでこのように考えてみると、これはなかなか難しい問題であって、簡単には答えられないことに気付く。

いうまでもなく大学は研究・教育の機関である。したがって、大学の評価基準は、研究・教育の質に外ならない。とすれば、質の高い研究・教育が行われている大学が、とりもなおさず「よい大学」ということになるのは、論を待たない。しかし、現実はずしもそのような建前論だけで割り切れないところがあることも確かである。げんに、世間で巾をきかせている大学の評価基準は、入学試験の偏差値である。それが高ければ「よい大学」で、悪

ければ二流・三流の大学ということになる。受験産業の発達の結果、偏差値評価による大学ランキングができあがっていて、受験生は、それで自分の進路を決めることが多いときく。もし、そうならば、「よい大学」になるためには、入試の偏差値を高める工夫をすることに努力を集中しなければならぬということになる。

しかし、大学が偏差値を高めることにのみ腐心するのが「よい大学」への道であるかどうかについては大いに疑問がある。二つの例を挙げよう。

第一は、アメリカの名門ハーバード大学の入試改革である。1953年に、コナント学長に代って登場したビューシー新学長は、フットボールの試合で、ハーバード大学がライバルのエル大学に54対0という前例のないスコアで惨敗したのを見て、入試改革を思い立ったといわれる。そして、ハーバードは、偏差値秀才だけを集めることをやめて、さまざまな特質を持つ「面白い」人材を選抜することにしたのである。偏差値を基準にしてみれば、ハーバードは、入学者の水準を下げたように見えた。卒業生の間には不安のこえもあがった。しかし、いまでは、ハーバード大学の入試改革が成功したことに疑いを持つひとはいない。ハーバードの例は、「よい大学」とはなにか、について深く考えさせるものを示しているように思われる。

わが国においても、偏差値一辺倒の入学者選抜に問題があることは広く認められている。そして最近では、中央大学も含めて多くの大学が、多様な選抜方法を採用し始めている。しかし、残念ながら、ハーバード大学のように徹底した方法を採用するまでには至らず、依然として、ペーパーテストの比重が高いことは認めざるを得ない。ただ、そうした制約の下で、「よい大学」への模索と努力が懸命になされていることも忘れてはならない。

先日、他大学の学長数人と懇談する機会があった。その折に、こんな話を聞いた。ある大学は、ひとつの信念をもって、偏差値の高くない、いわば偏差値競争に落ちこぼれた者を入学させてきた。そして、そのような学生たちを手塩にかけて育て上げ、りっぱな社会人として世の中に送り出しつづけた。ところが、その学校の卒業生たちの活躍によって、その大学の評判がよくなり、次第に入学試験の競争が激しくなってしまった。その結果、ペーパー

テストでふるいわげざるを得なくなり、結局、偏差値の高い者だけが入学できることになってしまった。この大学の関係者は、大学の評価が高まったのは嬉しいが、偏差値の高くない者をりっぱな人間に教育して社会に送り出すという建学の理想を実現することができなくなってしまったことに戸惑いを感じ、それをどのようにして解決すべきかについて論議を重ねているというのである。この話にも「よい大学」とはなにか、ということを考えさせてくれる、味よい深いものがあるように思う。

今年の3月の評議員会で、某評議員からつぎのような趣旨の質問を受けた。司法試験は天下の難関で大学に入学して直に準備を始めなければ在学中に合格することは難しい。ところが、教授の中には、そのように早くから司法試験の受験勉強に取り組むのはよくないと考えて、学生をそのように指導している者があると聞く。その点学長はどのように考えるか。私は、つぎのように答えた。新制大学の一般教育には、教育上きわめて重要な役割があり、これを軽視することは許されない。また、視野の広い法曹になるためにも、一般教育は重要であって、受験勉強のために犠牲にされてよいというものではない。しかし、法学の専門教育と一般教育とは、排他的な関係にあるのではなく、その教授方法や学習の方法を工夫することによって、一般教育を犠牲にすることなく、専門の法学の学習に早くから取り組み、在学中に合格することができるようになるはずであると考えている。この答は、原理的には間違っていないと思う。しかし、その種の工夫は、口で言うほど簡単ではない。抽象論のレベルでは意見が一致しても、その具体的方法となると、見解は分かれるのが普通であるといつてよい。司法試験を目差す学生にとつて、なにがほんとうに必要なのか。その問い掛けに悩まされるのは、学生だけではない。

大学は、ただの職業専門学校ではない。大学は、高度の専門職業人を育てるだけでは、その任務の半分を果たしたに過ぎない。大学は、現存の社会や学問の在り方を根本的に問い直す力を持った人間を育てて社会に送り出さなければならぬ。大学は未来に責任を負っているというのは、その意味である。なにが「よい大学」であるか、なにがほんとうに学生のためになるのか、に悩み、迷うのも大学に職を奉ずる者の責任であり、また宿命でもあろうか。

学員会の歴史



中央大学学員会会長

堂 野 達 也

母校中央大学の同窓会、現在の学員会の前身ともいうべき英吉利法律学校校友会は、明治二十一年（一八八八）一月、卒業生、講師、在学生をも入れて懇親の実を図り、母校の基礎を確立する目的をもって創立されたのである。一般に大学を含めて各学校では卒業生の会は、校友会とか、同窓会と称している。本学でも英吉利法律学校時代は、校友会と呼称していたようである。その翌年、校名を東京法学院と改称した。その改称の動機は、当時、私立の綜合大学の設立計画を進めていた人々があつて、増島六一郎が校長を兼務していた東京文学院と英吉利法律学校改称東京法学院及び東京医学校改称東京医学院、この三者をもつて東京学院連合を組織して、私立の連合東京大学の設立を目指していたが、英吉利法律学校はこれに参加するため校名を変更したのであつた。しかしこの計画は中途挫折して、校名改称の事実だけがあとに残つたのである。校名が東京法学院となつて、校友会も院友会と称することになった。明治三十六年（一九〇三）校名が再び変更され、東京法学院大学と改称されたが、この名称には反対が多かつたとのことである。明治三四年に早稲田専門学校が日本で最初の私立の早稲田大学となつて、本学でも、明治三五年三月には、理事者間で大学組織に学制を改革するとの議が起つたが、維持員会で積極論と時機尚早

論が、甲論乙駁容易にまとまらなかつた。だが学制の問題は別として、学生の入学資格の制定、教育内容の充実等を計る一方、組織を社団法人として、法律、政治、経済に関する学校経営を行うとともに、これらに関する図書、雑誌を出版することの認可を得たのであった。

院友会時代は相当長期に亘つたが、その初期の頃から全国各地に散らばつた卒業生すなわち院友が、各地で院友会支部の設立を企画する気運が高まつてきた。その時期は定かでないが、関西支部、大阪支部、上尾支部等の支部は相当早く設立されたものようである。

明治二七年（一八九四）四月発行の法学新報第三七号の雑報欄に、東京法学院々友会静岡支部発会式の模様に関する次の記事が載っている。

東京法学院々友会静岡支部発会式

法学院々友にして静岡県に縁故あるもの相謀て院友会静岡支部を設置し本月八日午後三時を期して静岡市紺屋町浮月樓に之か発会の式を挙げたり当日は院長菊地博士、江木、山内の二講師院友会総代三宅碩夫等参会せり一同着席するや部員高梨謙治郎氏起て支部設立の理由及開会の趣旨を辨したり

菊地院長は温平たる風彩を以て順々数千言朋友親交の密なるへきを辨し続て之か利益を説き支部設立の趣旨を賛せられ江木講師は支部の設立は全国に散在する院友相互の連絡を通ずるの利益あるを説かれ尚支部員たるものは院友唯一の言論的機関たる法学新報に向て万丈の光彩を発せられたしと述べ山田講師は当地方裁判所検事吉野信三氏は法学院と旧来縁故あるにも拘はらず未だ院友に列せられざるは全く過失によるものなれば茲に於て院友に列せられるへしとて推薦し尚來賓の好意を謝し三宅碩夫氏又支部設立に関して演説一番し來賓安原静岡地方裁判所長石川同検事正は莊重なる語氣を以て祝文を朗読せられ支部員池田大助氏答辭を述べ尚支部員有志の演説あるへき筈なりしか時間切迫せるを以て之を畧し仮規則の討議を了し役員を選挙を行ひしに

当選し式全く終りて直に宴席に移り愉を極め快を盡して散す（静岡支部通信）

以下省畧

右の記事中、菊地（武夫）、江木（衷）山田（喜之助）の三氏は英吉利法律学校創立者で、当時、京都の新進弁護士であったし、三宅碩夫氏に若き弁護士であったが、地方の支部発会式に大挙して出席したのは、院友会の活動を重視していたことを物語るものであらう。

明治三八年（一九〇五）八月、経済学部を増設が決定し、これを機会に単科大学から綜合大学へ発展すべく、これにふさわしい名称として、中央大学と改称する経過の中で、卒業生の会の名称も院友会から学員会と改め、新たに学員会規則を制定し、爾来、中央大学々員会として活動を続けてきたものである。

学員会支部は殆ど前記院友会静岡支部に続いて、全国各地に設置せられ、明治三十一年一月には佐渡支部の設置を見ている。

しかし、明治末期から大正時代を経て、昭和時代の戦前、戦後の学員会の活動については、現段階においては詳ではない。

昭和二五年（一九五〇）私立学校法が施行されて、私立学校はすべて学校法人となり、卒業生の中より、一定の条件をそなえた者を法人の評議員に選ぶことが規定されたため、従来より重い意味を持つこととなって、学員会の存在は、戦前の単な親睦団体的なものより意義を持つこととなったのである。そこで、大学当局が、元理事高窪喜八郎氏に依頼して、その再建にあたらせることとした。

高窪氏は、有力なる学員有志と相謀って、新しい会則を作って再建に乗出し、全国の各支部とも連絡し、これが再建の途を開き、会長に林頼三郎氏に就任を求め、又副会長にも当時の有力なる学員の就任を実現した。

現在、学員会の地域支部は全国に七九、職域、同期等の支部四六 計一二五支部が存在する。

前述したように、私立学校法の施行により学員の範囲を明確にしておく必要が生じて、母校中央大学の基本規定（寄附行為）第二十七条第二項で「次に掲げる者をこの法人の学員とする」と規定した。

一この法人の設置する大学の卒業者及び大学院の修了者

二この法人の専任教師職員

三この法人の設置する学校の前身たる学校の卒業者

四財団法人中央大学から学員として推薦された者

五学校法人中央大学評議員会において学員として議決した者

六この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

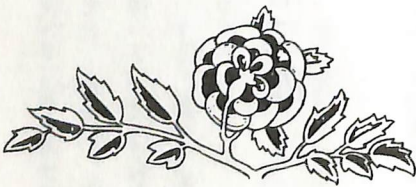
戦後職域支部として逸早く、母校出身の裁判官、検察官、弁護士をもって創立された中央大学法曹会は、昭和二八年（一九五三）二月学員会支部第一号として発足した。それについて、実業界で活躍中する卒業生をもって組織する南甲倶楽部、東京都庁に在職する学員をもって組織する各職域の白門会、大学体育部出身者をもってする体育会、各年度の卒業生の結合よりなる同期会等陸続として支部結成がなされている。これは、母校の声価の上昇に伴って卒業生も胸を張って出身母校の名を喝へることができからでしょう。

学員会の目的は、学員相互の親睦をはかり、学員の健全な与論を結集して母校の興隆に寄与することであり、これが目的達成のために各種の事業を行っている。三十五万余の学員の母校愛を結集し、母校に対する貢献の実を挙げるためには多くの問題を抱えているのが現実である。昭和六一年、創立百周年を迎えた母校は、二一世紀に向け、科学、技術の高度化に伴う社会、経済環境の変化、複雑化した国際交流等に対応する大学の研究、教育におけ

る使命を遂行するための再出発の途上に立っているのである。学会会も来る昭和六三年一〇月には創立百周年を迎えるに当って、これに因んで学会会の歴史の一端を語りたいと考えたのであるが、

資料、研究とも不足で極く狭い範囲でしか記述できなかったことをお詫びすると共に、現在、学会会本部で、学会創立記念事業委員会を設置しており、こゝで学会会の歴史についても触れられることになるでしょう。

一九八七、四、三〇





大学の当面する課題

評議員会議長

山本 清二郎

私は、本年三月二四日任期満了で、評議員会議長を、退任した者であります。昭和五三年一〇月副議長、同五四年三月からは、評議員会議長に選任されて、実に四期八年の長きに亘り、在職させて頂いたわけです。

荻山虎雄先生の場合は、基本規定の大改正の問題があり、私の場合は、昭和六〇年一月一三日中央大学創立百周年記念式典があり、この一大行事が、無事に終る迄はという事で、長くなつたわけです。その間、評議員の各位を始め、学校当局、学員会の諸兄には、絶大なご支援と、ご鞭撻を賜わり、深く感謝いたしている者であります。

(一) 創立百周年記念事業は、一昨年一月一三日行なわれた記念式典を、メインとして、各種記念事業が、渋谷理事長を中心に、教職員、学員各位の絶大な一致団結の努力により、すべて成功裡に、終わりました。記念式典は九号館で、約二、〇〇〇名、祝賀パーティーは、第一体育館で、約五、〇〇〇名の方々の出席を得て、盛大裡に挙行されました。私としては、評議員会議長として、祝賀パーティーで、中央大学の萬歳を三唱したことは、無上の光栄と思っております。

この記念式典に、外国人招待者として、フランス共和国のエクス・マルセイユ法務科学大学の、ファヴォロー名誉学長始め、タイ王国、アメリカ合衆国等の大学関係者らが、多数出席されましたが、明治一八年英利吉法律学校を、創設された増島六一郎先生らの、留学先の、英国の大学からは、参加されませんでした。われわれ昭和六・七年頃に、在校していた学生で、土方寧先生から、英不動産法を、原書で学び、かつ答案も原語で書かされた者にとっては、何となく建学の精神を考え、淋しい感じがしたのであります。なお中大法曹九号の「中大の将来を語る」座談会で、川添学長が、中央大学は、イギリス法律学校としてスタートしていますので、イギリス法の精神が、尊重されなければなりません云々。英法の精神が、中央大学の建学の精神になっていると思えますと云われているのは、全く同感であります。

(二)評議会のこと、就きましては、中大法曹第九号の母校創立百周年記念号に、評議員会雑感として、報告いたしました。が、評議員の数・質等の選任方法、評議員会の運営方法等について、広い視野に立って、これらの改善を図り、真に大学発展の基礎を樹立すべきであるとの意見があるので、附加して問題点を指摘して置きたいと思いません。

(1)評議員の選考委員会の構成は、基本規定上、選考委員の資格を厳格に定め、合計二二名の選考委員で構成されています。この選考委員会には、事前に教職員側と学員側とが、それぞれ資料を添えて、推せんがなされるのであります。この場合、教職員側には、定年があるが、学員側にこれがないため、問題となる事があります。(2)学員側では、職域支部代表の方が多く、地域支部代表の方が少ないのではないかと、云われています。遠隔の地から、大学の評議員会に出席するためには、いろいろ難点もありますが、学員会々長のお骨折を願いたいと云う意見があります。(3)最近評議員の推せん母体が、はっきりしていないのではないかと云う点があります。従前は、中大法曹会、学研連等とそれぞれ、はっきりしていたのに、この頃は、これが崩れているのではないかと云うのであります。

が、人物本位からすれば、この方が良いのかとも思われます。(4)次は評議員会の議事進行についてあります。理事長挨拶、学長学事報告は、広く大学内外に知らせるもので別ですが、議事に入ってから、の收支予算並びに決算に関する件の提案理由の説明は、資料も配付されている事であり、もう少し簡略にして良いのではないかと云う事があります。私は、教学側と学員側との交流を、もっと盛んにやるべきだと云う意見であります。学校当局のおられる場所で、教学側、学員側が、率直に意見の交換ができるところにして頂きたいと願う者であります。

(三)次は、大学財政の健全化についてであります。本学は、昭和五三年多摩キャンパス、五六年理工学部校舎の新増築の完成によって、教育研究、環境の改善計画は、ほぼ完了しているのであります。しからば、第二世紀を迎えた本学が、厳しい財政状況のもと、国際化、情報化の激変に対処し、私学の雄として、更に発展していくためには、本学の校風に基づく特色ある教育、研究活動の充実とイメージ・アップにつながる諸施策の展開と、その支えとなる財政基盤を一層強固に、収支均衡を図ることができざる方策を樹てなければならぬと思ひます。

翻って、昭和六二年度予算説明書一八頁によれば、六二年度期首借入残高(大学施設充実費借入金)(大学支払資金借入金)(教職員福利厚生借入金)は、合計一〇二億余となっており、毎年これが利息を支払わなければならぬ状況であります。而して、昭和六二年度予算案における予算原案との増減額等の調べによっても、資金収入合計二六九億余に対し、支出合計二八四億余となっており、年度資金収支差額は、一五億余となっております。私は、前に学校法人中央大学の広報で、本学における財政の現状についての報告の中で、消費収支の状況につき、普通の企業で、二〇〇億円程度の収支規模の会社が、一〇〇億円以上の赤字を負ったら、破産してしまいます。本学は、なぜ破産しないのでしょうか。と書いてあったのを見て、愕然としました。本年三月二〇日の評議員会において、理事長は、昭和六二年度以降、現行学費のまゝ、推移した場合、四年先の昭和六五年度における累積消費支出超過額は、二九六億円という膨大な額になるだけでなく、昭和六三年度の期末において、資金収支における次年

度繰越支払資金がマイナス八億円となり全く資金が枯渇してしまふという破局的財政状況が予測されると云うので、やむを得ず学費の改定に踏み切ったと云われるのであります。私どもとしては、何としても、もっと早く措置すべきであつたのではないかと思ふのであります。最後に、創立百周年の記念行事が終わり、三月三十一日神田駿河台に、建築される中央大学百周年記念館の地鎮祭も、あつた事でもあり、その落成の日を楽しみつゝ、今後学校当局は数年の財政収支の推移及び状況を、的確に把握し乍ら、教育・研究条件のより一層の充実と、財政の健全化に向け、全精力を傾注して貰いたいと思ふ者であります。



法職講座の周辺

法職講座運営委員会委員長



法学部教授

木内 宜彦

中大法曹会には、法職講座の運営につきたえず強力なご支援、ご協力をいただき、ありがとうございます。法職講座の概略につきましては、法曹会選出委員であられる柳沢義信弁護士から本誌でもご報告いただいておりますので、私のほうは、講座の運営にあたって感じてきましたことを一、二述べさせていただきます。

司法試験制度の改革に、法務省はいよいよ本腰を入れてきたようです。すでにアンケート調査や弁護士、大学関係者などを集めての非公式の懇談会も行われ、四月二七日には法曹問題懇談会の第一回の会合が開かれるというところです。具体的な提案が示されるのは秋以降になるものと思われませんが、試験方法や科目の変更にとどまらず、受験回数制限、大学からの推薦制度の導入、合格者の大幅増などかなりの手直しが検討されていくようです。現状は誰の目からみても正常とはいえないでしょうから、中央大学においてもまた、法職講座の在り方を含めて、真剣にこの問題に対応していく必要がでてくると思います。

法務省が一番問題としているところは、いうまでもなく合格者の高年齢化と在学生受験者の減少傾向ということです。この両者は明らかに相関した問題であって、現行のような試験制度によるかぎり、不可避的な現象というほ

かありません。相当優秀な学生は別として、時間をかけて勉強すればするほど有利になるのは目にみえています。予備校や受験参考書のノウ・ハウをたくさん身につけることも必要になります。ひと昔前ですと、何がなんでも司法試験という学生が少なくありませんでしたので、一浪二浪して合格できるケースがたくさんあったはずですが、今は、そのくらい頑張れば何とかなると思われる優秀な学生が、さっさと見切りをつけて企業への就職を考えてしまいます。とくに中大の場合にそれが顕著になってきています。

現在の試験制度の下でも、時間をかけて勉強すればするほど有利になるとはいいまでも、勉強の工夫をし、相対的努力をすれば一浪二浪程度で十分太刀打ちできるはずですから、学生に法律家への夢をしっかりと持ちつづけてもらうようにすること、合格の見通しがつくような指導の体制をつくっていくことができれば、何も制度そのものを改革しなくても若くて優秀な人材をたくさん法曹界におくりだすことはできるはずで、まだまだ法律家志望の学生がたくさん集まってくる中央大学でそれができれば、問題は解決してしまいうでしょう。

法律家志望の学生が次第に減少気味、という心配がありました、今年の入学者にみるかぎり、数の上での心配は今のところなさそうです。法曹会と学研連の協力をえて、四月七日に司法試験をめざす新入生のためのシンポジウムを開催したところ、四〇〇人教室に座りきれない学生が二〇〇人ほど、三時間近く一人も立ち去ることなく、立ちつづけて熱心に耳を傾けてくれました。司法試験という当面の問題に対してより、ご講演いただいた中津川検事ははじめとして実務にたずさわる方々に、法律家としての職業の内容などに質問が集中していて、前途はまだまだ明るいという印象を受けました。しかしこれらの新入生が四年間その法律家としての職業へ夢を持ち続けてくれるかどうかは課題といえます。

入門講座の受講希望者も三〇〇人ぐらいに達しそうですので、スタートはまずは順調といえそうです。講師には法学部でも学生の指導に定評のある若手教授をお願いしますので、ぐいぐい引っ張っていつてくれるものと期

待しています。ただ心配なのは、この講座ではそのまま司法試験の勉強に直結する解釈論を展開してもらうものはありませんので、早期合格のスローガンに煽られて、これをもの足りなく感じて予備校へ走ってしまう諸君がでてくることです。もともとこの入門講座は、学部の方に法学概論がないまま、すぐに憲法と民法の授業がはじまってしまい、それらを十分に消化しえないまま、二年次以降さらに他の専門科目を勉強することになるので、結局すべてが未消化になっているという状況を少しでも是正しようとしたものといえるのです。本来学部のほうで担当されるべきものなのかもしれません。こういうものが学部のほうにあれば、法職講座のほうは憲法や民法や刑法についてたとえばやさしい演習などを実施していくこともできるのかもしれませんが。

とりあえず法職講座でその両方をやればよいではないかというご意見もあるかもしれませんが。しかし、学部の講義と並行してそこまで講座を設置していくのは時間的にかなり困難なものとならざるをえません。もちろん大学の講義をほとんど無視をして予備校通いをしてしまう学生のことを考えれば、法職講座がその代わりをしてやれば彼らに少しは大学の講義にも出席できる時間をつくってやることはできるでしょう。しかしそういうことが本当の法曹を育てるといふ点で好ましいかどうか考えてみなければなりません。回り道のようにですが、少なくとも一年生の間はのびのびともの考える時間を与えてやるのが大切なように思います。

それにしても、法律家を目指している学生諸君のための指導を、このように正規の講義と課外の法職講座と重複したような形で行うのがよいのか、法学部自体が積極的にこのような指導を担っていくのがよいのかは、もう一度考えなおす時期にきているように思います。学生のニーズに合わせて、法律学科を分化していくことも検討してみる必要があるかもしれません。

二年次生以降の者のための法職講座は、講座の内容だけは充足当時に比べましてはるかに充実させることができていると思います。日程や講師の依頼について、課外の講座としてはもはや限界を越えるところまでやってきてい

ます。むしろここでは、笛ふけど踊らずの気味があり、頭を抱えております。受講してくれて、それで成果があらぬといふのでは、また考えなおさなければならぬと思いますが、どうも食わずぎらいとでもいふのでしょうか、はじめから敬遠されているふしがないわけではありません。

とかく予備校のあまりにも手取り足とり式、あるいはきわめて即戦的な勉強の指導が学生を魅了しているようです。こういった形の勉強は、利用の仕方によっては、とくに現状の司法試験ではたしかに合格のために大きな力となつてゐるのかもしれない。しかし、実際には大半の学生は高い受講料を支払つただけの効果をあげてゐないのではないかと危惧してゐます。あまりにも整いすぎた講座に頼りきつてしまつて、自分で工夫し、考えるということができなくなつてゐるように思ひます。研究室に入つた学生のほうが、どちらかといつてそういう空気に染まつていきがちなのが気になります。法職講座では、合格者や若手の弁護士が自分の後輩のためにすばらしい情熱をそそいでくれているのですから、そのエネルギーをもつと学生が吸収してくれるとよいのですが。



中大法職講座について



中大法職講座運営委員

柳 沢 義 信

一 中央大学は、昭和五八年二月、本学学生及び卒業生のうち法曹を希望する者に対して必要な知識を教授するため法職講座を開講し、その運営等に関する基本方針を樹て、その実施に当たることを任務とする法職講座運営委員会を設置しました。

法職講座運営委員会設置要綱によると、中央大学理事長は、法学部専任教授のうちから法学部長が推薦する者四人、学術研究団体連合会（学研連）の会員のうちから同会が推薦する者一人、中大法曹会の会員のうちから司会が推薦する者一人合計六人の委員を委嘱し、委員会において学内委員から互選した者を委員長に委嘱し、委員の任期を二年、但し再任を妨げないとされています。

そこで前年度は、法学部長から木内宣彦教授（商法）、斉藤信治教授（刑法）、住吉博教授（民事訴訟法）、永井和之教授（商法）、学研連から濱秀和弁護士、中大法曹会から森田洲右護士が推薦され、木内教授が委員長に互選されて、法職講座の運営をしてきましたが、昭和六一年一月より、学研連から鈴木康洋弁護士、中大法曹会から私が委員に推薦され、司法試験委員に就任された住吉博教授に代わり、昭和六二年二月より、法学部か

ら広瀬克巨教授（民法）が推薦され、委員会の運営に当たっています。

私も、前森田委員の後を引き継ぎ、できるだけだけの努力をしたいと決意を新たにしていますので、会員の皆様にはよろしく御指導、御協力をお願い申し上げます。

二 法職講座運営委員会は、昭和六〇年度は、「入門講座」を新設し、前年度の「基礎理論講座」「応用講座」「演習講座」「自主ゼミナール」と卒業生を対象とした都心「特別集中講義」都心「演習講座」を行いました。が、昭和六一年度は、「基礎理論講座」と「応用講座」を全面的に改組・充実して、新たに「講義・答練コース」を設け、前年度の講座と併せて実施しました。

昭和六二年度は、新たに「夏季集中講座」「択一ゼミナール」「法職相談コーナー」を設け、前年度の講座とともに実施することになっています。

なお、本年四月六日の法学部のオリエンテーション終了後、多摩校舎において、昭和六二年度の法職講座の開講にあたり、法職講座運営委員・本学教授・検察官・弁護士・学研関係者・中大法曹会関係者・法学部法職教育等に関する委員会委員・昭和六一年度合格者が参加して、『司法試験の合格を目指して』をテーマとする『開講シンポジウム』を開催しました。

会場には、新入学生約七〇〇名が集まりましたので、席が足りず、三時間もの間途中で席を立つ者は一人もなく、基調講演の後には質問が続ぎ、溢れるばかりの盛況でした。

このように開講シンポジウムが盛況であったのは、新入学生の法職に対する関心がいかに高いかを示していますので、本学関係者はこれに応えなければならない責務があると思います。

三 法職講座運営委員会は、司法試験の受験勉強をしている本学の学生・卒業生に必要な情報と指針を提供するために、法学部の諸先生・裁判官・検察官・弁護士・司法修習生・合格者の皆さんの協力を得て『法律家を目指す

諸君へ」と題する本を編集し、毎年発行しています。この本を読んでいただければ、法職講座を設置した意義とその内容を理解していただけると思いますが、なお主要な点を申し上げたいと思います。

1 法職講座は、法学部の正規の講義とは別に、司法試験に備えて、より高度な法律知識と、それを十分に活用することのできる法律的思考力を身につけてもらうようにするために課外に設けられている補修講座です。従ってあくまで正規の講義を土台とし、その上に司法試験の要求している学力をつけさせようとするものであり、正規の講義に代わるものではありません。

そこで講師は、本学の教授の外に、他大学の教授、本学出身の弁護士等の実務家にも依頼し、多角的な指導を行っていただいています。

2 「入門講座」は、司法試験を目指して、これから法律の勉強をしようとする学生に道しるべを提供し、勉強の心構え、勉強の仕方を指導し、法律家に関心をもってもらうようにしています。

この講座は、前期（五月～六月）と後期（九月～十一月）に分け、前期は、「法律家入門」、「私法入門」、「公法入門」の三つ、後期は、「憲法入門」、「民法入門」、「刑法入門」の三つの科目を行い、前期の「法律家入門」は、学外の法職運営委員が担当いたします。なお後期の三科目は、若手の弁護士に担当してもらうよう検討しています。

3 「講義・答案練習講座」は、短期間に司法試験に合格できるような基礎的な学力、その応用力、実践力を身につけてもらうことを目指しています。この講座は、第一期（五月～八月）、第二期（九月～翌年一月）、第三期（翌年一月～四月）の三つに分け、第一期は、憲法、民法、刑法、第二期は、憲法、民法、刑法以外の司法試験科目の全部について講義を行い、毎週土曜日に答案練習を行います。第三期は、憲法、民法、刑法について答案練習のみを行うことにしています。

出題・講評は、学内外の専門教授と弁護士が行い、添削・採点は、若手弁護士と司法修習生が担当いたします。

特に答案練習は、計画的に勉強し、答案を書いて表現力や論文の構成の仕方を学び、採点・講評を受けることによって自分の学力を知ることができますので、効果的な勉強方法であると思います。

4 「自主ゼミナール」(二月～三月)は、学生の自主的なグループに対して、合格者を派遣して、学生が自主的に立案したプログラムに基づいて、実践的な指導をしてもらいます。なお個人の申込みも受けて、チューターの派遣を希望する者が三名に達した場合は、そのチューターによるグループの編成を認めることを検討しています。

このゼミナールによって互いに刺激しあう仲間と適切なアドバイスを受ける機会を持つことができるようになっていきます。

5 「都心講座」は、受験勉強を続けている卒業生のために都心に設けたものであります。

この講座には、司法試験の各科目について、若手の教授、助教授、講師が、短期に集中的に行う「特別集中講義」(五月～六月)と判例や演習問題について質疑・討論を行う「演習講座」(一〇月～一二月)があります。この講座によって論文試験の最後の仕上げができると思います。

6 新設の「夏季集中講座」(八月～九月)は、「講義・答練講座」の第一期終了後、第二期の開始前に行われます。

この集中講座は、「講義・答練講座」の第一期が終わり第二期を始めるまでに空白の期間が生じますので、受験生の勉強のペースを崩さないようにするとともに第二期の科目である商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の予習として、その基礎理論を集中的に講義するものであります。この講座を受けることによって、第二期に行われ

るこれらの科目の「講義・答練講座」が受け易くなると思います。

7 新設の「択一ゼミナール」（翌年二月～三月）は、「講義・答練講座」を受けた者が択一試験に挑戦するためのものであります。司法試験の合格者が、憲法・民法・刑法について実践的に指導することになっています。

8 新設の「法職相談コーナー」は、法職講座運営委員会事務室内に設け、定期的な相談日に、運営委員、若手弁護士、合格者が相談員になり、司法試験の受験勉強をしている者の勉学上の不安や勉強の仕方等について相談にのるものであります。

四 法職講座を実施するにあたり、当面の問題は、時間の割り振りであります。

法職講座の時間と正規の講義の時間が重なりますと法学部の授業を受ける在学生は、法職講座を受けられなくなります。他の大学では、法職講座を行わせるために正規の講義の時間の配分を考慮しているところがあるとのことです。

本学でも、在学生が法職講座を受け易くするためには、この点について十分な配慮がなされるべきであると思います。

次に、最近の司法試験合格者の平均年齢は二八才位であり、大学卒業後五年余りの者が多くなっています。卒業後も受験勉強を続ける者にとって最大の障害は経済的負担であります。

そこでこの実情に鑑み、本学においても司法試験受験のために留年を希望する者又は卒業後も継続して法職講座を受講する者に対しては、一定の年限を限り、未修の科目の数を勘案して授業料、法職講座の受講料等を減額又は免除し、図書館の利用を認める等在学生としての扱いをするとともに、司法試験の論文式試験に合格しなくても、法職講座で優秀な成績を上げ又は短答式試験に合格した者については、求人希望に応じて就職の面倒をみること等が必要であると思います。

ところで昭和六三年の秋ころには、中大百周年記念事業として学生会館のあとに記念館が完成し、会議室・法職教育のための事務室・講師室・講義のできる場所、演習室等が一フロアー分用意されているとのことであります。そこで都心に住む学生・卒業生で司法試験の受験勉強を続けている者のために、学生会館で法職講座を実施し、最近の司法試験の出題傾向を教え、勉強の指導をすること等が検討されるべきであると思います。

五 法職講座は、昭和五八年二月に発足してから第五年目を迎えました。

初年度に設けられた「特別講座」「判例・学説講義」「演習講座」「自主ゼミナール」は、現在のように改められ、一層充実・発展してきました。

この講座の内容の変遷の跡を辿ってみると、本学の司法試験合格者の数を増加させようとする運営委員の工夫と努力が身にしみて感じられます。

これまで本学の司法試験合格者数の減少が心配されてきましたが、近頃は上位の成績を保ち、減少の傾向に歯止めがかけられているのは、これまでの運営委員の受験者に対する熱心な指導とこれに対する中大法曹会の皆様の絶大なる御協力によるものであると思います。

法職講座は、揺籃期を過ぎて発展期にはいりました。この法職講座設置の意義と講座内容が正しく理解され、一人でも多くの受験生に利用されるようになれば、本学の司法試験の成績は一層向上することが期待できます。

法職講座運営委員会では、更に受験生の指導方針、講座内容等を検討し、この法職講座が単なる受験技術の指導だけでなく、立派な法曹を養成するための教育機関として、その内容を一層充実し、発展するよう尽力してゆきたいと思っておりますので、中大法曹会の皆様には、法職講座運営委員会に対して、忌憚のない御意見と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上